一般社団法人山形県放射線技師会 委員会規程

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会(以下「本会」という)の委員会につい ての必要事項を定める。

(委員会の設置)

第 2 条 本会は、会務運営上必要ある時、委員会を置くことができる。

(委員会の名称)

第 3 条 委員会は、その目的を冠して「○○委員会」という。

(構成)

第 4 条 委員会は、委員長及び副委員長各1名並びに委員若干名をもって構成する。

(設置及び改廃等)

第 5 条 委員会の設置、改廃並びに委員の任免は、理事会の承認の基、会長がこれを行う。なお 委員の任期は2年以内とする。

(委員長)

第 6 条 各委員会の委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

(開催日時及び場所)

第7条 委員会の開催日時及び場所は、委員会がこれを定める。

(報告書の提出)

第 8 条 委員会は、検討した事項に関して報告書を作成し、これを会長に提出しなければならない。

(常設委員会)

- 第 9 条 本会の常務を遂行するために、次の委員会を置くことができる。
 - 1 企画委員会
 - 2 広報委員会
 - 3 学術委員会 「庶務委員会―厚生委員会
 - 4 総務委員会
 - 5 表彰委員会 財務委員会
 - 6 その他

附則

- 1 この規程の改廃は、理事会の議決を経なければならない。
- 2 この規程は、一般社団法人山形県放射線技師会設立日より施行する。